

7 農畜機第 7 7 2 2 号
令和 8 年 2 月 2 4 日

独立行政法人農畜産業振興機構

農林水産省所管法令等に基づく申請等の手続における旧姓使用について

農林水産省は、旧姓使用の拡大を推進するため、申請等の手続に係る旧姓使用について、以下の通知をホームページに公表しました。

つきましては、当機構の申請等に係る手続についても、本通知に準じて、下記のとおり対応するのでお知らせします。

(農林水産省ホームページ)

農林水産省所管法令等に基づく申請等の手続における旧姓使用について

<https://www.maff.go.jp/j/apply/attach/pdf/index-1.pdf>

記

- 1 申請者等が、申請、届出、通知等を行おうとする際に、旧姓併記を希望する場合は、旧姓を併記することができる。
- 2 旧姓の併記とは、申請者等の氏名欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧姓を記載することをいう。
- 3 上記 1 による手続において、本人確認のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提示又は提出を求める。